

田原市立地適正化計画の「居住誘導区域外」における届出制度

1 届出制度の概要

令和2年3月31日から、都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外において、以下の住宅の開発・建築等行為を行う場合は、着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について、市長への届出が義務付けられます。

■開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、規模が1,000㎡以上のもの



■建築行為等

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



2 届出書類 ※様式は市ホームページ又は街づくり推進課

①開発行為

- ・届出書 【様式1】
- ・面積がわかる書類
- ・当該行為を行う土地の区域図（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

②建築行為

- ・届出書 【様式2】
- ・面積がわかる書類
- ・敷地内における住宅の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

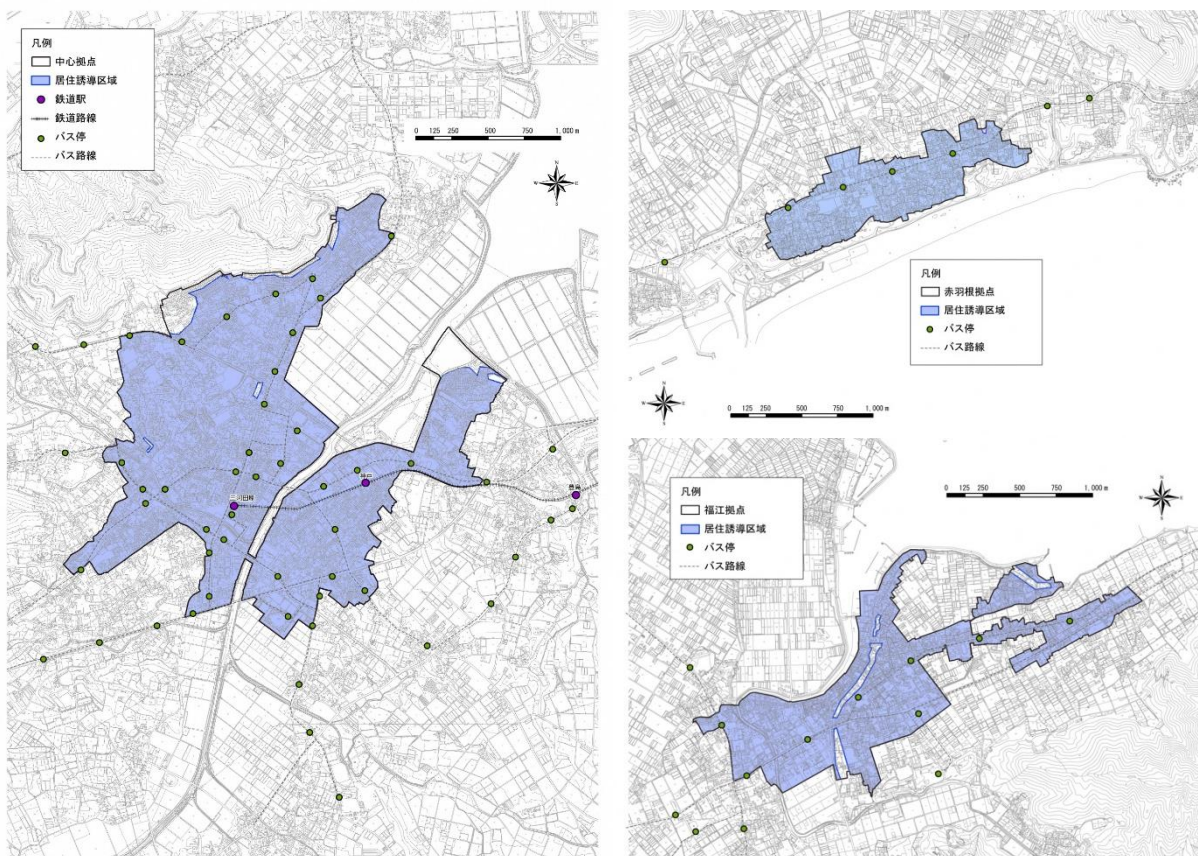
③変更築行為

- ・届出書 【様式3】
- ・面積がわかる書類
- ・①②それぞれの場合と同様の添付書類

3 届出対象となる区域

下記の居住誘導区域（青色）以外の区域

※拡大図は市ホームページ又は街づくり推進課でご覧ください。



4 届出の時期

行為に着手する30日まで

※開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましい。

5 受付場所

田原市役所 街づくり推進課 0531-23-3535

田原市立地適正化計画の「都市機能誘導区域外」における届出制度

1 届出制度の概要

令和2年3月31日から、都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外において、本計画で位置付けられた誘導施設の開発・建築等行為を行う場合は、着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について、市長への届出が義務付けられます。

■開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■建築行為等

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■休止・廃止行為

- ・誘導施設を有する建築物を休止または廃止する場合 ※都市機能誘導区域内の誘導施設

2 届出書類 ※様式は市ホームページ又は街づくり推進課

①開発行為

- ・届出書 【様式4】
- ・用途及び面積がわかる書類
- ・当該行為を行う土地の区域図
(縮尺1,000分の1以上)
- ・設計図(縮尺100分の1以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

②建築行為

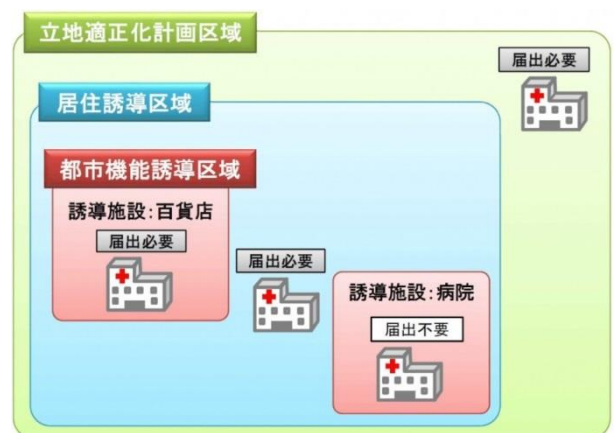
- ・届出書 【様式5】
- ・用途及び面積がわかる書類
- ・敷地内における住宅の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

③変更築行為

- ・届出書 【様式6】
- ・①②それぞれの場合と同様の添付書類

④休止・廃止行為

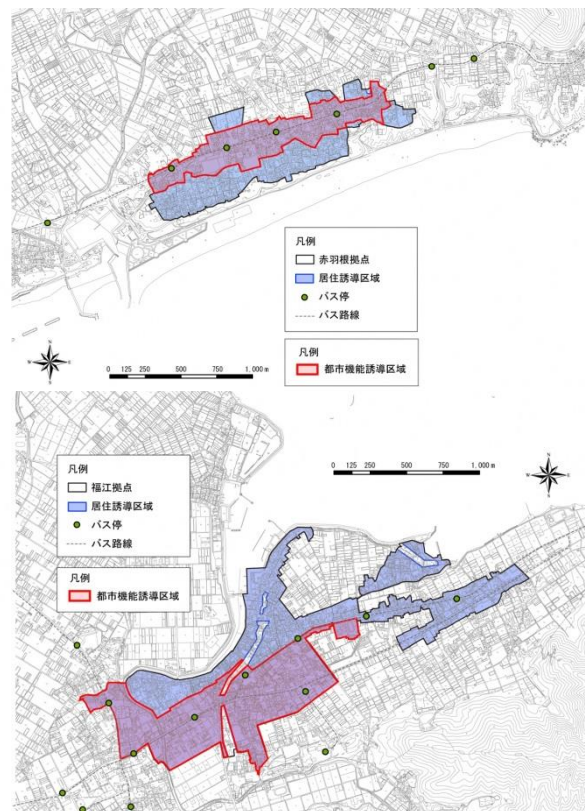
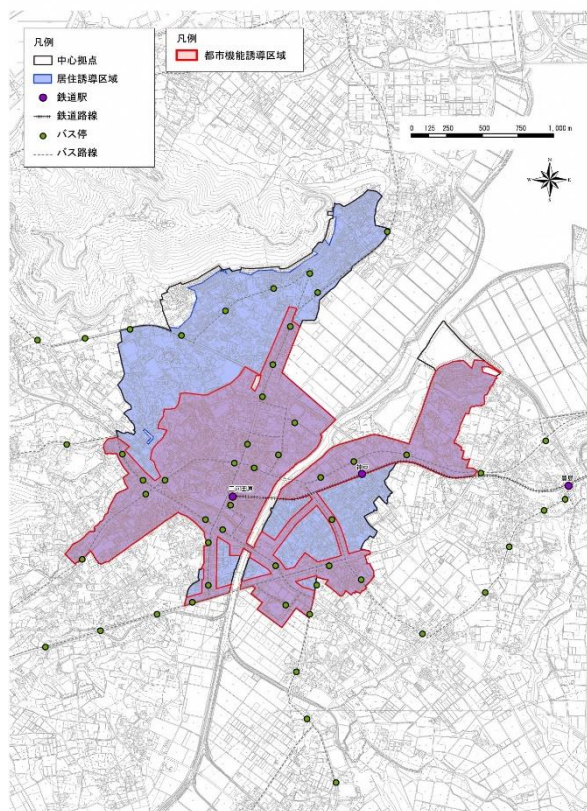
- ・届出書 【様式7】
- ・用途及び面積がわかる書類
- ・敷地内における住宅の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)
- ・休止及び廃止後の土地(建物)利用についての参考図書
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書



3 届出対象となる区域

下記の都市機能誘導区域（赤色）以外の区域

※拡大図は市ホームページ又は街づくり推進課をご覧ください。



4 届出の必要な誘導施設

誘導施設	中心拠点	地域拠点	
	田原市街地	赤羽根市街地	福江市街地
①行政施設	・市役所	・市民センター	・支所
	・文化会館 ・博物館 ・民俗資料館 ・中央図書館 ・総合体育館	・図書館（分館）	・図書館（分館）
②教育施設	・専門学校 ・大学	—	—
③商業施設	・商業施設 500㎡以上	・商業施設 500㎡以上	・商業施設 500㎡以上
④医療施設	・病院（20床以上）	—	・病院（20床以上）
⑤子育て支援施設	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター
	・児童センター ・親子交流施設	—	—
⑥福祉施設	・福祉センター	—	・福祉センター

5 届出の時期

行為に着手する30日まで

※開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましい。

6 受付場所

田原市役所 街づくり推進課 0531-23-3535